平成２８年度前期（第４期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～　地域人材コース
「トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち」
募　集　要　項

福島県浜通り地域の企業、地方公共団体（いわき市）、高等教育機関等で構成する福島浜通りグローカル人材育成事業推進協議会（以下「本協議会」という。）では、平成２８年度前期（第４期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

＜官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について＞

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成２５年６月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びを焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html
・日本代表プログラムウェブサイト：
https://www.tobitate.mext.go.jp/program/index.html

＜「地域人材コース」について＞

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローカル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、「本協議会」が実施する地域事業「トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち」（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

１．趣旨

(1) 福島県浜通り地域の課題

福島県浜通り地域は、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災による地震・津波、それに伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により多大の被害を被り、現在、復興に向けた施策が遂行されていますが、原子力発電所の廃炉には数十年が必要と言われています。

福島県浜通り地域の完全な復興のためには、新しい産業基盤の構築やインフラの再構築、地元企業の国際連携による強化、農林水産分野における産業創出など数多くの課題が残っており、これらの課題を克服するためには、地域に定着し、地域の復興と再生のために貢献できるグローバルな視点を持った若手人材の育成が必要です。

震災後、「ＦＵＫＵＳＨＩＭＡ」は世界から注目され、この福島県浜通り地域の再生を目指して、福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想（以下「イノベーション・コースト構想」という。）が具体的に進められています。この中では、廃炉に向けた国際的な産学連携、福島県浜通りの生活・インフラ整備による新たなまちづくりが計画されており、このイノベーション・コースト構想の中で活躍できる若手人材の創出は、当該地域にとって、緊急かつ不可欠な課題であります。

また、日本の地方都市と同様に、福島県浜通り地域も人口流出に直面し、今後、地域の活性化が求められており、多岐に渡る福島県浜通り地域の中小企業の課題を、グローバルな視

点で解決し、それらの企業を牽引していく若手人材の育成がもう一つの課題となっています。

(2) 地域事業を通して達成したい目標

福島県浜通り地域の課題と復興に向けた取組は、世界中が注目しており、この地域の復興のためには、国際的な支援やアドバイスを受けることや「福島県浜通り」サイトから、グローバルに意見交換、情報発信できる人材を育成していくことが必要であることから、本協議会において、地域学生の留学支援を推進していきます。

本協議会では、本事業を通じ、①将来的にイノベーション・コースト構想の中で活躍できるグローカル人材（原子力廃炉・再生可能エネルギー・環境問題分野のスペシャリスト）、②地域活性化の担い手となるグローカル人材（地域に定着し，地域企業の振興や地域の活性化に貢献できる人材）の育成を目指しています。

２．事業の概要

(1)本事業は、海外研修及び地域企業等でのインターンシップを組み合わせたプログラムです。
地域企業等の海外生産拠点や海外連携大学等での研究やインターンシップ等を通して、
①イノベーション・コースト構想関連分野で将来的に活躍できる人材となる学生
②地域に定着し、若手リーダーとして、地域活性化を牽引する人材となる学生
を育成します。

(2) 事業の実施体制

本協議会では、参加する学生による主体的な取組を複数のコーディネーターがプログラムの実施を支援します。

３．求める人材像

本制度では、次のような人材を支援します。

(1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材

・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
・社会のために貢献したいという高い志
・自らの志を具体化するための思考力と行動力
・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
・集団活動においてイニシアティブをとり、周囲を巻き込む能力を持つ人材

(2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有

する人材

(3) 本制度で実施する事前・事後研修や留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）に主体的に参画する人材

4．定義

この要項において、「派遣留学生」とは、福島県浜通り地域の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5．支援の対象

(1) プログラムの内容

当該プログラムでは、「（1）原子力分野、環境問題分野、再生可能エネルギー分野のスペシャリスト」、「（2）地域活性化の担い手」という二つのテーマのもとに、参加大学等の専門分野に鑑み、複数の「地域インターンシップ＋海外研修」プログラムを提供します。

また、学生の多様なニーズを想定し、学生が自由に設計できるプログラムも取り入れています。派遣留学生決定後は、学生の主体性を活かしながら、地域コーディネーター、受入企業・受入大学等が協働し、海外研修活動内容の詳細を組み立てていきます。

本事業で実施するプログラムは、以下の内容によって構成します。

＜地域独自プログラム＞

1) 事前オリエンテーション

派遣留学生に対するプログラムの趣旨・目的・課題の理解、課題の遂行に必要となる事前知識の習得のためオリエンテーション

1回目の事前オリエンテーション

・参加学生同士の交流のスタートと定例研修会のセットアップ

・トビタテ！留学 JAPAN「地域人材コース」としての意識確認

2回目の事前オリエンテーション

・参加学生と協賛企業、本協議会によるプログラム全体確認及び各学生の海外研修での各自の課題を本協議会に伝えること、渡航に関する注意事項の確認

2) 海外インターンシップ・留学先候補

◎「原子力分野、環境問題分野、再生可能エネルギー分野のスペシャリスト」

A　スウェーデン　JAEA 福島関連研究所➢（原子力分野）JCU

B　マレーシア　University of SABA➢（環境問題分野）

または　オーストラリア　James　Cook　University➢（環境問題分野）

C　産総研関連研究所　または James　Cook　University➢（再生可能エネルギー分野）

◎「地域活性化の担い手」

D　地域企業の海外生産拠点　アルパイン　中国大連
　地域企業の海外生産拠点　営洋　タイ
　地域企業の海外生産拠点　クレハ　中国上海、アメリカウエストバージニア
➢（地域企業海外生産拠点でのものづくり）

E　オランダ　イーグル工業
➢（地域企業と、地域外企業の生産拠点でのものづくり分野）

F　NPO 法人ザ・ピープル、いわきおてんと SUN 企業組合関連のシカゴ大研修
➢（まちづくり・ボランティア体験）

G　シンガポール　郵船ロジスティクス
➢（港湾流通分野）

H　アメリカ　ホノルル商工会議所紹介施設、タウンズビル、JCU
➢（福祉・医療分野）

I　オーストラリア　タウンズビル
　カセドラルスクール
➢（学校教育分野）

J　アメリカ　富士通 JAIMS
➢（生涯教育分野）

K　オーストラリア　タウンズビルまたは　マレーシア　University of SABA
➢（観光促進分野、ツーリズム）

L　アメリカ　ホノルル会計事務所　＊ホノルル商工会議所の紹介、JCU
➢（ビジネスマネジメント分野）

M　自由設計プログラム
➢（学生の希望に応じて、地域コーディネーターと学生で設計）
　例：　スポーツ、芸術、その他
　※地域コーディネーターとの相談を希望する場合は、在籍大学等を通じて P14 の照会先にご連絡ください。

3）事後報告会

<u>１回目の事後報告会</u>

・協賛企業、本協議会に対する海外研修内容の報告

<u>２回目の事後報告会</u>

・参加学生といわき地区の後輩たちの交流形式で行う、トビタテ！留学 JAPAN「地域人材コース」の体験を次の候補者に伝えること。

4）事前・事後インターンシップ

①　目的

・地域企業の仕事内容の現場を知る。
・地域企業の社員とのネットワークを構築する。

・海外研修での課題を見つける。

② 具体的な内容

◎「原子力分野、環境問題分野、再生可能エネルギー分野のスペシャリスト」

A　日本原子力研究開発機構（原子力・廃炉分野）

B　産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所（環境問題分野）

C　産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所（再生可能エネルギー分野）

◎「地域活性化の担い手」

D　地域企業（アルパイン：電気機器）
　地域企業（営洋：乾燥食品製造）
　地域企業の海外生産拠点（クレハ：機能・化学・樹脂製品の製造・販売）

E　地域企業　学生選択（ものづくり分野２）

F　まちづくり・ボランティア体験（NPO 法人ザ・ピープル、いわきおてんと SUN 企業組合）

G　港湾関係企業　学生選択（港湾流通分野）

H　医療法人　正風会　関連施設（福祉・医療分野）

I　地元教育機関（学校教育分野）

J　地元教育機関（生涯教育分野）

K　地元観光関連企業・団体（観光促進分野）

L　地元スモールビジネス（会計事務所等）

M　自由設計プログラム（学生の希望に応じて、地域コーディネーターと学生で設計）
　※地域コーディネーターとの相談を希望する場合は、在籍大学等を通じて P14 の照会先にご連絡ください。

(2) 地域独自プログラム実施時期は、学生が在籍する大学等の長期休暇期間の利用を推奨します。

(3) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

① 平成２８年４月１日から平成２８年１０月３１日までの間に諸外国において留学が開始される計画であること。なお、日本で開催される事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意して下さい。

② 諸外国における留学期間が 28 日以上 1 年以内（2 か月～3 か月を推奨）の計画であること。

※留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。

③ 留学先における受入機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画であること。

④ 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画であること。

⑤ 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画であること。

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
※留学先機関との接触状況を証明する書類等の提出は、必須でありません。

(4) プログラムの参加に当たっては、下記の条件を吟味します。

①卒業後、地域企業に就職することを希望する学生

②事前・事後インターンシップ、事前オリエンテーション（平成28年3月に1回目、平成28年7月または平成28年8月に2回目を予定）、事後報告会（平成28年11月に1回目、平成29年2月に2回目を予定）の全てに必須で参加できる学生

＊ただし、帰国時期の状況により、事後報告会実施時期の変更もあります。

③ 地域の抱える問題に対して、真剣に取り組む意欲のある学生

④ 諸問題に対して多角的に考える素養のある学生

⑤ 自分の行動に責任を持てる学生

⑥ 自己研鑽を常に続ける学生

6．派遣留学生の選考における審査の観点

本事業の審査は、福島県浜通り地域が抱える課題を踏まえ、

①イノベーション・コースト構想関連分野で将来的に活躍できる人材となる学生

②地域に定着し、若手リーダーとして地域活性化を牽引する人材となる学生

を育成するという観点を基本方針として、書面審査による第一次審査と面接審査による第二次審査により行います。

(1) 書面審査

第一次審査は、志望動機等からの人物評価及び留学内容の計画評価を実施します。

◎（審査のポイント）

・審査の基本方針に応じた留学目的が明確であること。
・学修活動の計画内容やスケジュールが適切であること。
・学修成果及びその測定方法の内容が適切であること。
・学修活動の実現可能性が高い計画であること。

(2) 面接診査

第二次審査は、「人物」、特に独自性、成長性、熱意等を確認します。

◎（審査のポイント）

・海外留学に当たっての意欲や熱意、地域に対する思いや、地域理解

7．支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

1)奨学金月額：

指定都市　200,000 円

甲地区　　160,000 円（北米、欧州、中近東（一部地域を除く））

乙地区　　140,000 円（指定都市、甲地区、丙地区以外）

丙地区　　120,000 円（アジア（一部地域を除く）、中南米、アフリカ）

2)留学準備金：

①事前・事後研修等参加費

・事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

※事前・事後研修は 2 地区（関東・関西）で開催予定です。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛に別途通知します。

※派遣留学生が主たる学修活動を行う在籍大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別紙２のとおり参加費を支給します。

②往復渡航費の一部

本制度による留学のための渡航・帰国のため旅費の一部

アジア地域	100,000 円
上記以外の地域	200,000 円

※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。

3)授業料：

留学先機関における授業料相当額（学費・登録料）

※留学期間によって以下の通り授業料が支給されます。

①1 年以内の留学　　上限 300,000 円

※学生交流に関する大学間交流協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。

※留学先機関が本人宛に発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定等に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛に請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛に請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。

※授業料相当額（学費・登録料）が明確に区分できない場合は、支給されません。

※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋（あっせん）業者手数料は、授業料相当額に含みません。

(2) 奨学金の支給基準

留学開始月と留学終了月以外の期間は、月額支給とします。留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給されます。

留学日数計	開始月	終了月
15 日未満	×	×
15 日以上 45 日未満	○	×
45 日以上	○	○

※ただし、留学期間が 28 日未満の場合は、支援の対象外となります。

(3) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、「月次留学計画進捗報告書兼在籍確認証明書」を在籍大学等に提出し、前月の学修活動と留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は、追って別文書にて案内します。

８．支援予定人数

計画人数:計　１０名程度（予定）

（内訳）①「原子力分野、環境問題分野、再生可能エネルギー分野」（３名程度）

②「地域活性化の担い手」（７名程度）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は、支援予定人数の１割程度を目安として支援する予定です。

９．派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(10) 及び(11)又は(12) に掲げる要件を全て満たす学生になります。

(1) 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
(2) 日本の在籍大学等において、学位取得を目的とした課程に在籍する学生
(3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
(4) 原則として、日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
(6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
(7) 平成28年４月１日現在の年齢が30歳以下である学生
(8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
(9) 本制度の第1～3期派遣留学生でない学生
(10) 本制度の平成28年度前期（第4期）の他の申請コース（①理系、複合・融合系人材コース、②新興国コース、③世界トップレベル大学等コース、④多様性人材コース）に応募していない学生（既に上記４コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記４コースの応募を取り下げることが可能）

また、本事業では、上記の要件に加え、次の要件のいずれかを満たす学生が対象となります。

(11) 福島県浜通りに設置された、高等教育機関（いわき明星大学、東日本国際大学、福島工業高等専門学校）に在籍する学生及び福島県浜通りに位置する専修学校の専門課程の学生。
(12) 福島県浜通り地域企業への就職を希望する者で、福島県浜通りの高等学校・高等専門学校卒業の大学生、大学院生、専修学校生。（県外大学可）

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。
※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。
※日本学生支援機構が実施する第一種奨学金の貸与を受けている者は、本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

(1) 留学中の派遣留学生の学修・実践活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
(3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した福島浜通りグローカル人材育成事業推進協議会公式ホームページアドレスから、(2)に定める応募学生作成書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

(1) 福島浜通りグローカル人材育成事業推進協議会公式ホームページアドレス

http://www.tobitateiwaki.com

(2) 応募学生申請書類

①平成28年度前期（第４期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式１）　…１部

②自由記述申請書及び留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し　…１部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※①②については、紙媒体に加え、電子媒体も併せて提出してください。

(3) 提出期限

提出期限は、在籍大学等によって設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類(紙媒体)は、全てA4サイズに統一して作成してください。

※申請書類(紙媒体・電子媒体)は、日本語表記としてください。

※電子媒体に関しては、1ファイル当たりデータ量を2MB以内におさえて作成してください。

※申請書類(紙媒体・電子媒体)の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落(不足)や記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ(予定)

○在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

○本協議会への提出期限：平成27年11月30日(月)午後5時必着

○（第一次審査）書面審査：平成27年12月中旬

○第一次審査結果の通知：平成27年12月中旬

在籍大学等を通じ、応募学生宛に通知します。

合格者には、第二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

○（第二次審査）面接審査：平成 27 年 12 月下旬～平成 28 月 1 月上旬
場所・審査方法：第一次審査結果の通知時にお知らせします。

○採否結果の通知：平成 28 年２月上旬
在籍大学等を通じ、第二次審査受験者宛に通知します。

○事前オリエンテーション：①平成 28 年３月下旬（1 回目）（予定）→顔合わせとプログラム概要の理解を深める目的で実施(参加必須)
②平成 28 年７月または８月（2 回目）（予定）→現地情報の最終確認を目的で実施(参加必須)

＊なお、留学開始が 4 月からの場合は、留学時期にあわせて実施します。

＊事前オリエンテーション参加のための国内旅費の一部を支給します。

○本制度の事前研修（1 泊 2 日）

(1) 平成 28 年４月～６月に留学を開始する派遣留学生
関東会場
①平成 28 年３月 12 日(土)、13 日(日)（予定）
②平成 28 年３月 14 日(月)、15 日(火)（予定）

(2) 平成 28 年７月～10 月に留学を開始する派遣留学生
③平成 28 年６月 18 日(土)、19 日(日)（予定）
＊①～③のいずれかに参加していただきます。

○事前インターンシップ：留学開始時期により平成 28 年２月中旬より順次実施予定

○海外留学の開始：平成 28 年 4 月より順次出発予定

○本制度の事後研修（1 泊 2 日）
留学から帰国後 1 年以内に随時参加

○事後インターンンシップ：平成 29 年２月

○第 1 回事後報告会：平成 28 年 11 月（予定）→企業への成果報告目的として実施(参加必須)

○第 2 回事後報告会：平成 29 年 2 月（予定）→次年度のプログラム参加者に向けて、経験を伝える目的で実施(参加必須)

＊なお、帰国の状況により、実施時期の変更もあります。

＊事後報告会参加のための国内旅費の一部を支給します。

13. 留学状況報告書の提出

派遣留学生は、留学終了後１か月以内に留学状況報告書を本協議会に提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は、追って別文書にて案内します。また、原則として帰国後１年以内に、年４回（３月、６月、９月、１２月予定）開催する日本学生支援機構の事後研修（１泊２日）のいずれか１回に参加していただきます。

14. 留学計画等の変更

派遣留学生に採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は、在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額変更は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。
変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり、計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

(1) 本要項「５．(3) 留学計画の申請要件」「９．派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合

(2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合

(3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合によりプログラムの途中で辞退する場合

(4) 計画内容に悪質な虚偽があると認められた場合

(5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ホームページ等を活用できます。

［留学情報等照会先］

○独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ　http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全担当)」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国（地域）の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣留学生としての支援を見合わせることがあります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に３か月以上滞在する場合は在留届の提出が義務付けられています)。在留期間が３か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録するようにしてください。（たびレジ：https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/）

［海外安全情報等照会先］

○外務省領事局　領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919　東京都千代田区霞が関 2-2-1　（外務省庁舎内）

TEL　：（代表）03-3580-3311（内線 2902、2903）

ホームページ　http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する場合は、事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取扱いについて

本制度の募集や採用等により提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、日本学生支援機構、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先

※応募学生は、すべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

福島浜通りグローカル人材育成事業推進協議会

事務局：　独立行政法人国立高等専門学校機構

福島工業高等専門学校内　学生課　高橋又は遠藤

住所：〒970-8034　福島県いわき市平上荒川字長尾３０

電話：０２４６－４６－０７３０・（０７３１）

メール：ktakahashi@fukushima-nct.ac.jp

受付時間：平日午前８時３０分～午後５時（正午から午後１時までは除く）